

大樹町地域おこし協力隊募集要項

雇用関係の有無	あり
活動概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 南十勝長期宿泊体験交流協議会の事務局業務 (2) 子ども交流事業の企画・立案・実施に係る活動 (3) 体験プログラム開発および着地型観光プログラムコーディネートに係る活動 (4) ホームページ、ブログ、SNS等による情報発信に係る活動 (5) 町内行事・イベントへの参画、地域団体および他の地域おこし協力隊と連携した活動 (6) その他、地域活性化に資すると認められる活動
募集職種及び人数	子ども交流事業推進員 1名
募集対象	<ul style="list-style-type: none"> (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島などの地域以外）に居住しており、委嘱後、大樹町に移住し、住民票を異動できる方 (2) 普通自動車運転免許を取得している方 (3) パソコン（エクセル、ワード等）の基本操作ができる方 (4) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も大樹町に定住し、起業・就労に意欲のある方 (5) 地域住民と協力しながら、地域の活力増進のために行動できる方 (6) 体験活動および交流活動を通じた地域づくりに意欲のある、心身ともに健康な方 (7) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
勤務地	大樹町内
勤務時間	原則 週4日間、8時30分から17時15分まで ※土日祝日勤務あり
雇用形態・期間	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大樹町の会計年度任用職員として委嘱します。 (2) 委嘱期間は1年以内（年度途中の委嘱の場合は、その年度の末日まで）とし、面談協議により最大3年まで再任することができます。 (3) 委嘱日（活動開始日）は、令和5年4月1日とします。 (4) 活動に支障のない範囲内で、起業や定住に資するための対価を得る活動に従事することができます。
給与・賃金等	月額 233,400円（予定）「社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。」
待遇・福利厚生	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大樹町の会計年度任用職員として、健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。 (2) 委嘱期間中の住居は、次のとおりとなります。 ア 町職員住宅の利用が可能な場合 無償貸与（光熱水費は自己負担） イ 町職員住宅の利用ができない場合 町職員の例に準じて、住宅手当相当額を助成 (3) 活動場所で使用するパソコンを貸与します。 (4) 町内での活動時は、原則として自家用車を使用します。車両借上料を助成します。 （町外での活動又は活動に際し必要がある場合は、町有車両を使用することができます。） (5) 活動に際し、自ら経費を負担している携帯電話や情報通信回線を使用する場合は、一定の通信費を助成します。 (6) 自己研鑽や能力向上等に資するための研修費用（限度額あり）および活動に要する経費（消耗品・旅費等）は、予算の範囲内で町が負担します。
応募手続き	<ul style="list-style-type: none"> (1) 募集受付期間 令和5年3月3日（金）（必着） (2) 応募方法 市販の履歴書に次の書類を添えて次まで提出して下さい。 添付書類 住民票など、現住所を証明する書類
選考の流れ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1次選考 書類選考のうえ、応募者全員に文書により通知します。（3月中旬予定） (2) 第2次選考 第1次選考合格者を対象に、大樹町において面接を行います。（3月下旬予定） 詳細については、第1次選考通知の際にお知らせします。 <p>※応募に係る経費（書類申請、面接に要する交通費等）は、応募者の負担となります。 ※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんのでご了承ください。</p>
応募・問合せ先	〒 089-2132 北海道広尾郡大樹町双葉町6番地1 大樹町教育委員会社会教育課 TEL 01558-6-2133 FAX 01558-6-2056 Eメール shakai_kyoiku-ka@town.taiki.hokkaido.jp ※協議会活動内容についての問い合わせは info@step-tokachi.org まで